

## 議員用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札公告

山梨県議会事務局総務課が発注する議員用パソコンの賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和 5年 8月 9日

山梨県議会事務局長

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

- ア 賃貸借物品等の名称 議員用パソコンの賃貸借
- イ 数量 一式

#### (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等

詳細は別紙「議員用パソコンの賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

#### (3) 賃貸借期間

令和5年10月1日(日)から令和10年9月30日(土)まで

#### (4) 納入場所

- ア 山梨県議会事務局総務課(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)
- イ 山梨県議会事務局長が指定する場所

### 2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

#### (1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)
- エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

#### (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者(更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

#### (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

- (郵便番号) 400-8501
- (所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
- (機関名) 山梨県出納局管理課調度担当
- (電話番号) (055)223-1395

#### (4) 調達をする賃貸借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができること、物品を納入した後、山梨県知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、5に掲げる入札参加資格の確認を受け明らかにした者であること。

### 3 入札手続き等に関する事項

#### (1) 入札説明書等の交付

ア 入札説明書等の交付期間

令和5年8月9日（水）から令和5年8月15日（火）まで。

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県議会議事堂2階

山梨県議会事務局 総務課 総務担当

電話番号 055-223-1812

ウ 入札説明書の取り扱い

入札説明書は複写禁止とする。その上で、入札に参加する者は入札時に、入札に参加しない者（入札参加資格がないと認められた者及び入札を辞退する者）は令和5年8月22日（火）までに（2）の場所へ持参し、返却すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出方法

令和5年8月10日（木）から令和5年8月17日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに山梨県議会事務局総務課総務担当（山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）に持参すること。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、郵便により通知する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年8月23日（水）午後2時

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県議会議事堂 委員会棟2階 大会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した物であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(8) その他

- ・ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- ・ 入札保証金 免除
- ・ 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- ・ 契約書作成の要否 要
- ・ この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
- ・ 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- ・ 詳細は入札説明書による